

提案理由の説明 (受動喫煙防止の取組の推進に関する条例)

ただいま、提案いたしました議案第22号「受動喫煙防止の取組の推進に関する条例」につきまして、提案者であります政策立案等検討会を代表して、ご説明を申し上げます。

受動喫煙につきましては、肺がん等の疾患と、科学的証拠に基づき因果関係があるとされており、さらには、他人の快適な生活を妨げるおそれがあることから、県民の健康で快適な生活を維持するため、受動喫煙の防止に取り組むことは重要であります。

しかしながら、国や県の、これまでの取組にも関わらず、依然として多くの人が、飲食店や職場などにおいて、受動喫煙の機会を有しているという実態がございます。

このような中、受動喫煙防止のさらなる取組を効果的に進めていく上で、何よりも重要なことは、受動喫煙がいかに健康に悪影響を及ぼすかということ、県民誰もが正しく理解し、一人一人が、主体的に取り組んでいくことです。

このため、県議会においては、この趣旨を条例化すべく、今年3月、全会派で構成する「政策立案等検討会」を立ち上げ、これまで検討を重ね、本日、ここに条例案を提出するに至った次第であります。

この条例は、県民の健康で快適な生活を維持するため、県民や事業者などが、誰もが受動喫煙による健康への影響などについて理解を深め、受動喫煙防止に関する県民等の気運を醸成することにより、その防止に取り組むことを定めております。

執行部におかれましては、今年7月に成立した「改正健康増進法」に基づき、一層強化された受動喫煙防止対策を、今後推進していかれるわけですが、本条例の制定により、本県における受動喫煙防止対策が、県民の正しい理解のもとで、主体的な取組として推進されますよう要請いたします。

議員各位におかれましては、何とぞ、この条例の趣旨をご理解いただき、満場のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明といたします。